

令和7年度 第10回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年1月29日（木）

9：30～10：00

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦（欠）
13. 梅田 信雄（欠）		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 西嶋伸介委員・大草美智江委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について

報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>皆さんおはようございます。今年もまたお願いします。全国的は寒い寒いと言って北陸や東北の方では大雪が降っておりますが、こちらは正月明けにちょっと積りましたが、それ以降は大したこともなく、この前もうっすら積もって除雪は入りましたが、それほど大したことはありませんでした。それでも農業委員さんのなかでも体調を崩した方もおられて、インフルエンザやコロナなどがぼちぼち出ているみたいで、インフルエンザの方はA型から今度またB型が流行ると言っております、まあ寒い時期ですので皆さん健康に注意して頑張ってください。</p> <p>今農業の方は特にあわただしいことはないと思いますが、島根県の農業試験場の方でコシヒカリに代わる新しい品種を、今年から試験栽培を始めて、だんだん増やしていくという記事が出ておりましたが、今名前を募集しているということで、島根県にふさわしい名前を募集しているということで、当たれば賞金が出るかどうか見なかったけれど。粒も大きく収量も多いとかいう評判ですので。あれ松崎さん、詳しい日程はわからないですかね？再来年ごろから本格的に？</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>そうみたいですね。今年は各地区で試験栽培してということ。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区で試験をするんですか。</p>
<p>5 番 委 員</p>	<p>それは県内でも東部だけではなくて。西部とか中部とか。</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>今の普及部の事務所単位でやるような話をしていましたよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>まあいきなりでは苗もないだろうから。将来的にはコシヒカリに代わる品種ということで。期待しているということです。そのうち作るということです。楽しみにしておきましょう。それともう一点、今年農協が米を1万4千円で買ってもらいましたが、あれは3年間それでいくということでしたかね？</p>
<p>農地集積相談員</p>	<p>複数年契約した人ということで、していない人はどうなるかわかりません。</p>
<p>会 長</p>	<p>契約したものはいいということか。</p>

農地集積相談員	概ね500袋以上の人が対象です。
会 長	そんなに大きい人が対象ですか。ほとんど該当する人がいませんね。都賀行もそんなに出す人はいないでしょう？
10番委員	うちでも多くて100袋から200袋ぐらいじゃないかな。
農地集積相談員	ちなみにうちは800袋で一応3年間。
7番委員	うちの農事組合法人で200袋か。
農地集積相談員	200袋以上か。
会 長	だから実績がないとだめということか。3年間ということは。納得しました。ということは今年は価格が下がることは間違いないから。米は動かないそうですので。といっても最初買っている値段が高いから、そんなに下げてまで売ることはないから。消費者の方は相変わらず高い米を今年は買うようになると思います。というところで今日は第10回の農業委員会総会ということですので、今から始めたいと思います。本日の議事録署名委員さんは4番委員さんと5番委員さんお願いします。欠席は12番委員さんと13番委員さんです。それでは議事に入ります。議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	皆さんおはようございます。今年もよろしく申し上げます。それでは早速議事に入りたいと思います。 議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は築瀬◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は360㎡。譲渡人は神奈川県在住の●●●●さん。譲受人は松江市在住の○○○○さんです。こちらは譲渡人の方が県外に在住しておられ耕作できないということで、譲受人に譲り渡すということでした。場所ですが資料3ページ目、先月の農地法第3条の3の相続の届出の件で報告いたしました農地と同じ場所ですが、築瀬の上の町営住宅に上がるところの途中に、この資料のしるしがしてあるところの、鍵の形をしている農地のところ

	<p>です。現地確認について資料4ページ目、こちら先般3番委員さんと11番委員さんに現地確認をしてもらっております。それで譲受人の方も松江市在住のため、この方の意向で近所に住んでおられる▽▽▽▽さんの方に管理をしてもらっているという話でした。説明は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。現地確認について3番委員さんお願いします。</p>
3番委員	<p>現地確認いたしまして、何らかの野菜を植えておられるようで、管理はしてもらえるようなので、特に問題はないようです。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。きれいにしてありますね。</p>
7番委員	<p>ここは後でまた耕作されるのかな。</p>
3番委員	<p>この譲受人の方ではなくて近隣の方が耕作されます。</p>
7番委員	<p>大変きれいにされてますね。</p>
会 長	<p>これは町営住宅の方から写真を撮っているの？</p>
事務局	<p>これは住宅へ上がる坂がありますが、そこから撮影しています。</p>
会 長	<p>この写真に写っている家はどちらの家？▽▽▽▽さん？</p>
11番委員	<p>▽▽▽▽さんの家は写真に写っている3番委員さんの後ろの方です。反対側です。</p>
会 長	<p>反対側か。ではこちらは△△△△さんの家か。</p>
11番委員	<p>△△△△さんの家です。</p>
会 長	<p>ということです。何か皆さんの方から意見はありませんか。○○○ ○さんの自作農地が179㎡あるな。</p>

事務局	他にも〇〇〇〇さんのお父さんの名義の農地があります。〇〇〇〇さんのお父さんが昔築瀬に住んでおられて。
会長	沖の方かな？堤防の方かな？〇〇〇〇さんというのは。
事務局	この写真の上の方の、野菜を作っているところの向こうの方に昔住んでおられたみたいです。
会長	家があったんだ。農地の管理はしてあるということですね。意見がないようでしたら採決に移ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございます。賛成多数で議案第1号は承認されました。議案は以上です。続きまして報告の方へ入ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは報告第1号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）」についてです。資料5ページ目です。今回3件の報告事項があります。</p> <p>まず1件目。所在地は石原◎◎◎◎他計4筆。登記簿地目及び現況地目はすべて田。面積は合計5,037㎡。貸付人の方は石原在住の●●●●さん他計3名で借受人の方は同じく石原在住の〇〇〇〇さんです。こちらは5年間の利用権設定となっております。</p> <p>続いて2件目。資料6ページ目です。所在地は九日市………他計3筆。登記簿地目及び現況地目はすべて田。面積は合計4,649㎡。貸付人は大田市在住の▲▲▲▲さん。借受人は九日市在住の△△△△さんです。こちらは6年間の利用権設定となっております。</p> <p>続いて3件目。所在地は九日市☒☒☒☒他計3筆。登記簿地目及び現況地目はすべて田。面積は3,736㎡。貸付人の方は神奈川県在住の■ ■ ■ ■さん。借受人の方は九日市在住の□□□□さんです。こちらは5年間の利用権設定となっております。</p> <p>続いてそれぞれの場所ですがまず1件目、資料7ページ目です。こちらは石原の航空写真ですが報告案件ですが、黄色の印が▼▼▼▼さん、緑色の印が▽▽▽▽さんの農地です。続いて資料8ページ目、</p>

	<p>同じく石原下の旧三江線沿いの航空写真ですが、赤色の印が●●●●さんの農地となっております。続いて報告2件目ですが資料8ページ目、こちら九日市の沢谷川の対岸の井元の航空写真ですが、▲▲▲▲さんの家の前のところの農地3筆が対象となっております。続いて3件目、資料9ページ目。こちら九日市の町の航空写真ですが、九日市の町より上の方にあたる農地3筆分が対象となっております。こちらはすべて利用権設定の更新ですが、しまね農業振興公社を通した利用権設定となっております。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>▲▲▲▲さんの住所は大田市なの？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。このように所有者の農地の名義人や住所については、法務局とか各市町村の方へ公用申請にて調べております。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ということです。よろしいですか。続いて報告第2号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続いて報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」についてです。資料11ページ目です。今回2件の届出がありました。</p> <p>まず1件目。所在地は九日市◎◎◎◎他計8筆。登記簿地目及び現況地目は田5筆、畑2筆、その他1筆です。面積は合計5, 217㎡です。所有者は九日市在住の●●●●さんでしたが、この方が令和5年2月に亡くなられて、●●●●さんの奥様にあたります九日市在住の〇〇〇〇さんに相続されましたのでその届出がありました。</p> <p>続いて2件目、所在地は宮内∴∴∴∴他計6筆。登記簿地目及び現況地目は田3筆、その他3筆。面積は合計4, 353㎡です。所有者は宮内在住の▲▲▲▲さんでしたが、この方が令和7年8月に亡くなられて、娘さんの大阪府在住の△△△△さんに相続されましたのでその届出がありました。</p> <p>場所についてですがまず1件目、資料13ページ目です。九日市の町の航空写真ですが、九日市の町の中に●●●●さんの家がありまして、紫色の印がしてあるところが●●●●さんの農地となっております。続いて2件目、資料14ページ目です。こちら宮内2の当たりの航空写真ですが、下の方に広い校庭みたいなのところがありま</p>

会 長	<p>して、こちらが旧宮内小学校です。そのすぐそばに▲▲▲▲さんの家がありまして、その周辺の紫色のしるしがしてあるところが▲▲▲▲さんの農地です。説明は以上です。</p>
4 番 委 員	<p>▲▲▲▲さんのところは誰か耕作しているのか？</p>
7 番 委 員	<p>▼▼▼▼さんとか▽▽▽▽さんが耕作されています。</p>
事 務 局	<p>利用権設定がしてあるんじゃないかな？</p>
会 長	<p>利用権設定がしてあります。</p>
会 長	<p>ということでしたが、特に質問はありませんね？それでは議事の方を終わります。</p> <p>(議事終了後、次期農業委員の募集についての案内及び依頼をし、次回の総会の日程を決めて散会した。)</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 西嶋 伸介

議事録署名者 大草 美智江